

# 県立学校版 新型コロナウイルス感染症Q&A

- Q 1 新型コロナウイルス感染症対策における県教育委員会の体制及び役割分担
- Q 2 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策体制
- Q 3 児童生徒及び教職員に対する感染拡大防止のための対策
- Q 4 海外から帰国した児童生徒への対応
- Q 5 緊急事態宣言対象区域等から移動してきた児童生徒への対応
- Q 6 サーベイランス等の具体的な内容
- Q 7 出席停止措置及び臨時休業措置（資料3・資料4）
- Q 8 修学旅行等の実施について（資料6 保護者宛て確認依頼 資料7 対応の報告）
- Q 9 各種大会・行事等への参加及び開催
- Q 10 寄宿舍等について
- Q 11 臨時休業と入試等の教育関係行事が重なった場合の対応
- Q 12 臨時休業中の教職員の業務体制（資料8 臨時休業中の教職員の業務体制例）
- Q 13 臨時休業中の自宅学習の内容
- Q 14 臨時休業が長引いた場合の対応
- Q 15 緊急事態宣言対象区域への出張等について

資料 参照：各種様式、用語解説

【別紙1】 校舎内の清掃・消毒について

【別紙2】 県立学校版新型コロナウイルス感染症対応タイムライン

【別紙3】 新型コロナウイルス感染症にかかる登校の取り扱い

令和3年5月25日

青森県教育委員会

## 県立学校版 新型コロナウイルス感染症 Q & A

### Q 1 新型コロナウイルス感染症対策における県教育委員会の体制及び役割分担

A 1

内 容	対応課
・市町村教育委員会や学校等からの相談、問い合わせに応ずるための「感染症相談窓口」の設置	スポーツ健康課
・教職員の勤務体制及びサービス	教職員課
・各学校及び教育機関等における感染予防対策、健康指導	スポーツ健康課
・学校の臨時休業期間中における教育活動の支援	学校教育課
・入学試験(高校、大学)、各種学校行事等(修学旅行等を含む)の対応	学校教育課
・運動部活動及びスポーツに関する行事等の対応	スポーツ健康課

### Q 2 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策体制

A 2 新型コロナウイルス感染症対策は、危機管理の視点での取組が重要となる。学校は、国内外において、新型コロナウイルス感染症が発生し、又はその疑いがある場合にその状況を的確に把握し、児童生徒の安全を確保するため緊急かつ総合的な対応に備え、危機管理体制を定めることが必要である。

(例) 県立〇〇学校新型コロナウイルス感染症対策本部設置要項

1 目的

「県立〇〇学校新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）は、新型コロナウイルス感染症による健康被害を最小限にとどめるため、臨時休業となった場合の対応を整備するなどの対策を協議・決定するために開催する。

2 構成

本部長 校長

副本部長 教頭、事務長

本部員 教職員 ※必要に応じて学校医、PTA会長等の意見を求める。

3 会議

会議は、本部長（校長）が招集し、開催する。

本部長が実務できないときは、副本部長が職務代理を行う。また、必要に応じ、学校医、PTA会長等の出席を求め、専門的な意見を聴取し、新型コロナウイルス感染症対策に係る重要事項について協議・決定することとする。

4 協議事項

情報収集及び周知、サーベイランス、感染拡大防止策の強化

行事・部活動等への対応、臨時休業措置への対応（学習、生活指導、連絡体制）

学校再開への対応 等

### Q 3 児童生徒及び教職員に対する感染拡大防止のための対策

A 3 感染症予防及び感染拡大防止のため次のような対策が必要である。

- 児童生徒、保護者、教職員へ新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報の提供  
(参考ホームページ)

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

文部科学省ホームページ

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

青森県庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」

<https://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/health/wuhan-novel-coronavirus2020.html>

国立感染症研究所ホームページ

新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連情報ページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

日本赤十字社ホームページ(新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!)

[http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326\\_006124.html](http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html)

- 登校直後、外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに石けんで手を洗う。洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かす。

特に、公共交通機関を利用する場合には、降車後または学校到着後、速やかに手を洗うなど接触感染対策を十分に行う。

- 身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するべきと考えられるが、マスクの着用・不要についての判断は、熱中症への対応を優先し、各地域の気候や教室の環境、児童生徒の活動の態様や体質により柔軟に対応すること。また、温度や湿度が高い時期の登下校中においては、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すこと。

なお、マスクを着用しない場合は、発声しない等の授業内容の工夫を行うこと。

【参考】学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

(文部科学省令和2年5月21日付け事務連絡)

熱中症事故の防止について(文部科学省令和2年5月27日付け事務連絡)

- 3つの「咳エチケット」の徹底と正しいマスクの付け方

#### ● 3つの咳エチケット

①マスクを着用する、②咳・くしゃみの際はティッシュ等で口・鼻を覆う、③とっさの時は袖の内側などで口と鼻を覆う

#### ● 正しいマスクの付け方

①鼻と口の両方を確実に覆う、②ゴムひもを耳にかける、③隙間がないよう鼻まで覆う

● 咳やくしゃみが出るときは、他の人から顔をそむけましょう。

● 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにフタ付きの専用のゴミ箱に捨てましょう。

● 咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

- 校内の環境衛生の保持（ドアや蛇口など、接触機会の多い箇所の消毒等）  
 清掃・消毒については、【別紙1】により行う。また、消毒作業は、地域の感染レベルに応じて行うこととする。  
ただし、大勢がよく触れる箇所の消毒については、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、省略することも可能。  
 なお、感染者が出た場合の消毒について、必ずしも専門業者を入れての消毒は不要とされている。**保健所より消毒の範囲等の指示を受ける。**その場合の消毒用資材（消毒剤・防護ガウン・手袋・フェイスシールド等）はスポーツ健康課で準備する。
- 不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出の自粛
- 感染の機会を少なくするための対応（校内における集会・会議等の自粛）  
 ⇒「3つの密（密閉・密集・密接）」が重ならないようにする。このほか、共同で使う物品は消毒等を行う。
- 感染リスクが高まる場面とされている食事の場面について、児童生徒や教職員が同じ部屋で給食（弁当）をとる場合は注意が必要である。食事の際は、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫する。また、食事後の歓談時には必ずマスクを着用する。  
なお、同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども感染リスクが高いことから、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底するよう指導する。
- 給食後等に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染のリスクに配慮する。
- 部活動の実施に当たっては、地域の感染状況や当該部活動の活動内容等に応じ、感染リスクの高い活動を一時的に制限することもあり得る。
- 職員室等においても教室等と同様の感染症対策を実施することとし、特に飲食を伴う場面での感染症対策を徹底する。

#### Q4 海外から帰国した児童生徒への対応

- A4 「検疫強化措置対象地域」及び「入管法に基づく入国拒否対象地域」に滞在歴のある児童生徒は、検疫所において実施したPCR検査の結果、陰性の場合でも帰国した日から14日間政府の要請に基づく2週間の自宅等（検疫強化対象地域の場合、検疫所長の指定する場所つまり検疫所が確保する宿泊施設）での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。

なお、検疫強化措置対象地域等は今後変更があり得るので最新の情報に注意すること。

外務省海外安全ホームページ

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

## Q5 緊急事態宣言対象区域等から移動してきた児童生徒への対応

※緊急事態宣言対象区域等：緊急事態宣言対象区域及びまん延防止等重点措置対象区域

- A5 感染拡大防止の観点から、緊急事態宣言対象区域等から移動してきた場合には、校長は、当該児童生徒に対して不要不急の外出を自粛するよう指示することができる。また、その間、自宅での健康観察の徹底を図るよう併せて指導すること。

## Q6 サーベイランス等の具体的な内容

※サーベイランスとは健康状態の監視のことをいう。

- A6 児童生徒及び教職員のサーベイランス等として、次のような内容を行う。
- 児童生徒、教職員は家庭にて検温を行う等、毎日、健康状態を確認する。
  - 家庭での健康観察（資料1健康観察票）で、発熱かつ呼吸器症状、長引く倦怠感等の症状の他、平時と異なる軽微な症状（鼻水、咽頭痛、味・臭いがわかりにくい等）があれば、登校せず、症状が軽快するまで1日程度、自宅にて療養する。なお、休養後も軽微な症状が回復しない場合や息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合は、「かかりつけ医」又は「県コールセンター」に連絡し受診方法等について指示を受ける。  
また、新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりがある場合や新型コロナウイルス感染症接触確認アプリ（COCOA）で陽性者との接触確認が通知された場合は、「受診・相談センター」に電話等で連絡相談すること。
  - 学校は、児童生徒・教職員本人及び家族の健康状態（発熱や呼吸器症状等の有無）を確認し、適宜まとめる（感染が確認された場合、健康状態を県教育委員会に報告していただく場合がある。）。
  - 感染症情報システムに、児童生徒及び教職員の欠席者の症状及び欠席者数の入力を毎日行う。なお、感染判明者・濃厚接触者については、入力は不要。
  - 登校後に疑わしい症状が確認された場合、再度健康状態をチェックし、状況に応じP15～16を参考に対応する。

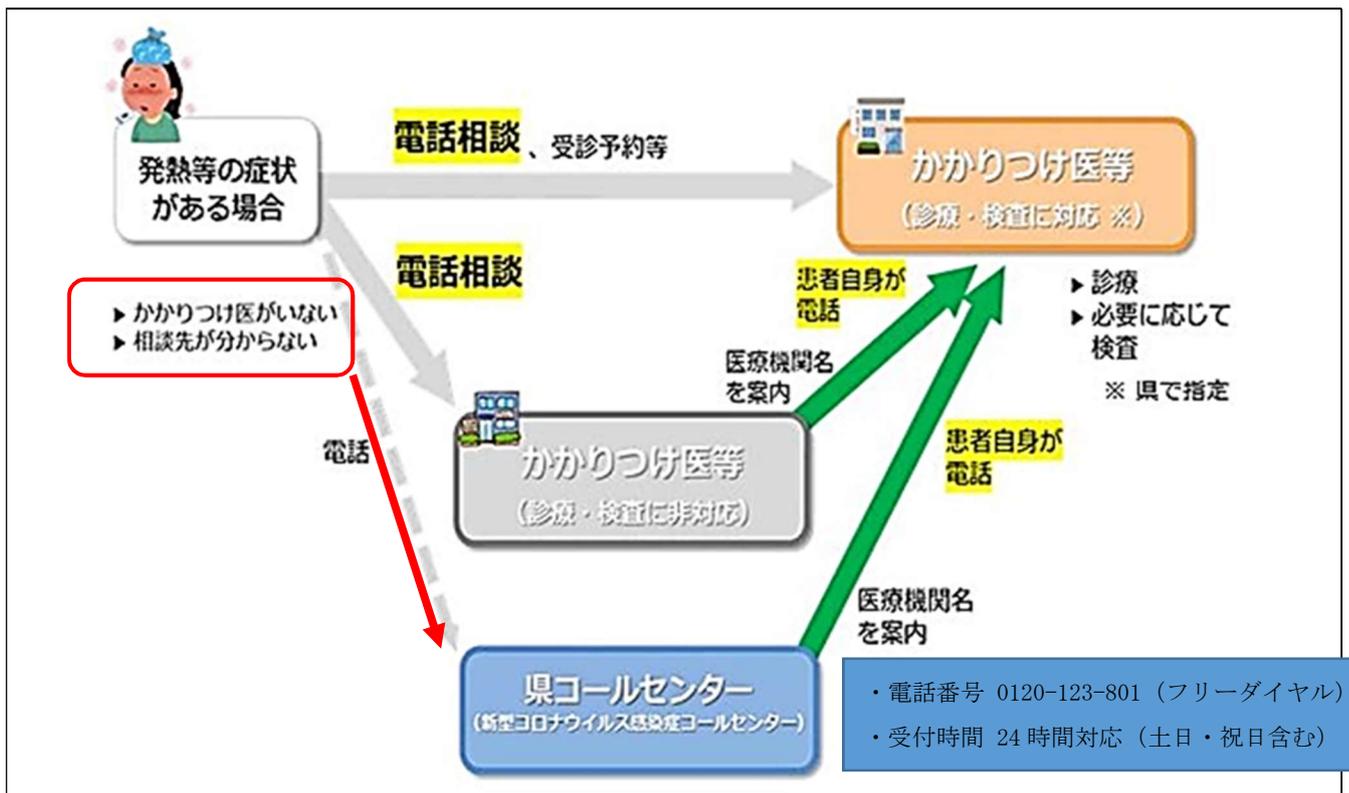
### 発熱など症状がある場合の受診方法について

#### 相談・受診の流れ

□かかりつけ医がいる場合→かかりつけ医へ

※かかりつけ医が、県で指定した新型コロナウイルス感染症の診療・検査に対応できない場合は、かかりつけ医が、対応可能な医療機関を案内

□かかりつけ医がいない、相談先がわからない場合→県コールセンターへ



◆ 県コールセンター（新型コロナウイルス感染症コールセンター）

新型コロナウイルス感染症に関する感染症の特徴や予防方法などの一般的な相談や問合せの受付、受診先が分からない方へ医療機関を案内するコールセンターを設置しています。お気軽に御連絡ください。

- ・電話番号 0120-123-801（フリーダイヤル）
- ・受付時間 24時間対応（土日・祝日含む）

□ 受診・相談センター（旧；帰国者・接触者相談センター）

以下の内容に該当する場合、各保健所に設置している「受診・相談センター」（P 16 参照）へ御連絡ください。

- 新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりがある方
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）で陽性者と接触確認が通知された方

**Q 7 出席停止措置及び臨時休業措置**

A 7 出席停止措置及び臨時休業措置は、状況に応じ以下のように対応する。

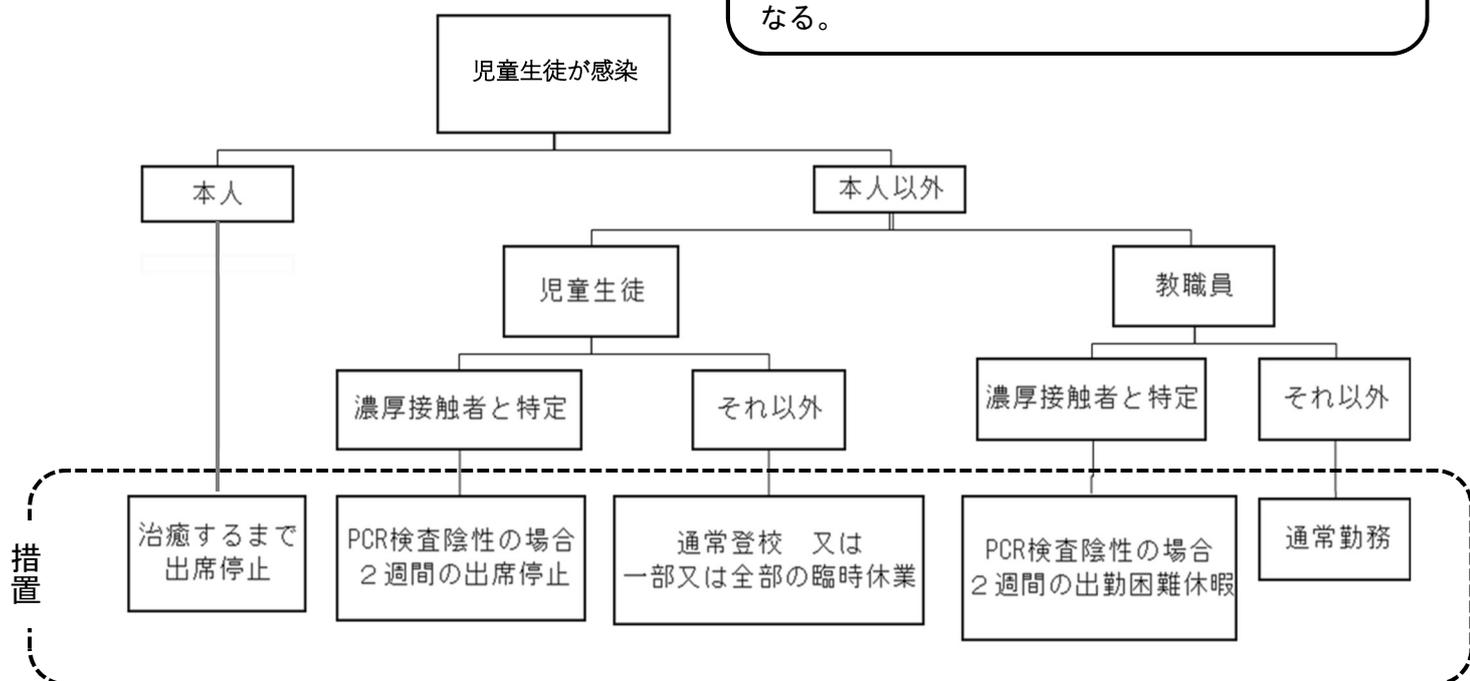
本措置は、令和3年5月25日時点の県教育委員会の方針であるため、今後、臨時休業の期間等について、変更となる場合がある。

※新型コロナウイルス感染症にかかる登校の取り扱い【別紙3】参照

### 【児童生徒が感染した場合】

- ①感染した児童生徒：出席停止（学校保健安全法第19条）
- ②感染した者以外の児童生徒：濃厚接触者と特定された児童生徒は、PCR検査を実施（※検査結果陰性の場合、2週間の出席停止）  
それ以外の児童生徒については、「通常登校」又は「学校全部又は一部の臨時休業（学校保健安全法第20条）」
- ③感染した者が在籍する学校の教職員：濃厚接触者と特定された教職員は、PCR検査を実施（※検査結果陰性の場合、2週間の出勤困難休暇）  
それ以外の教職員については、「通常勤務」

※ 児童生徒の家族や同居する者が感染し、濃厚接触者と特定され、PCR検査陰性の場合、児童生徒は陽性者との最終接触から2週間の出席停止となる。



### 【陽性判明者の出席停止】

陽性が判明した児童生徒については、症状が出現した日又は陽性判明にいたる検体採取日から10日間経過した場合、登校が可能（保健所から登校せず療養するよう指示を受けている場合を除く）。

◇ 濃厚接触者の出席停止の基準

感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とする。

例) 7月1日が最後に濃厚接触した日→7月2日から14日間出席停止  
7月16日から登校可となる。

		1 最後に接触 があった日	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16 登校可能	17	18	19

【補足1】

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒については、主治医や学校医・医療的ケア指導医に対応方法を相談の上、その指示に従うこと。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある幼児児童生徒についても同様の対応とすること。

【補足2】

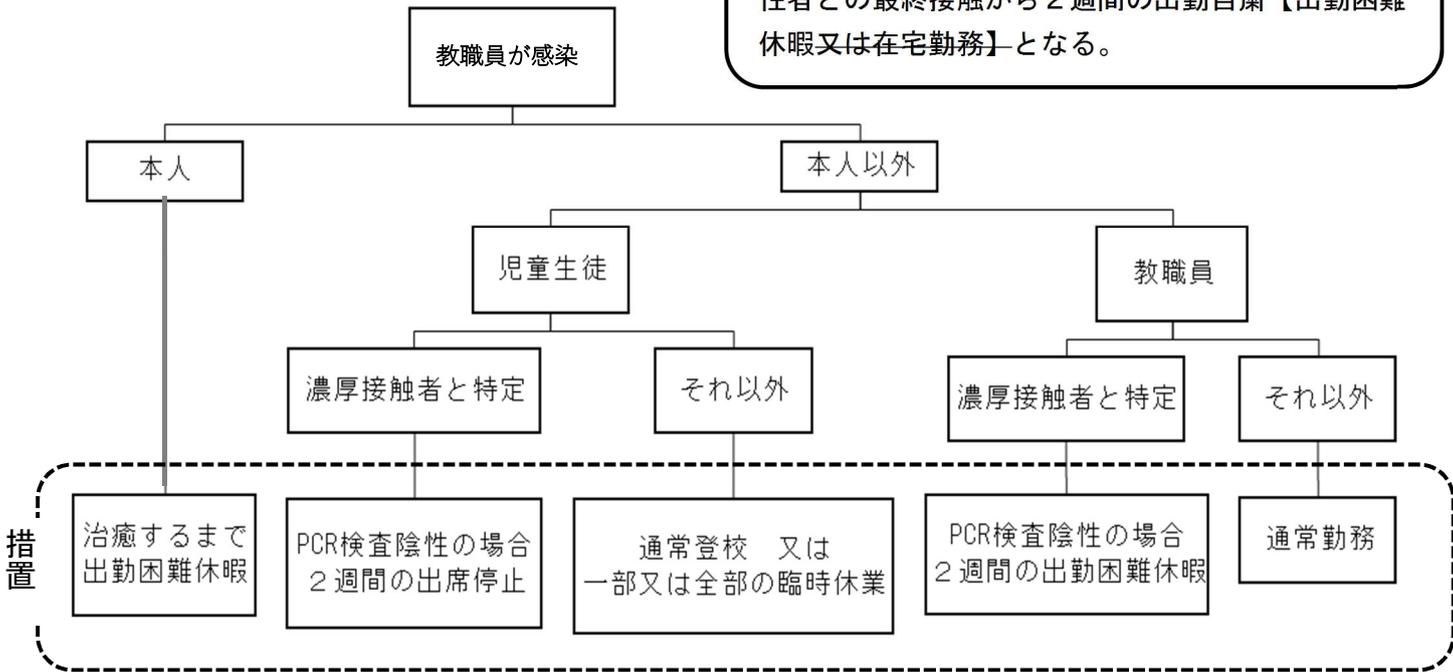
児童生徒において発熱・咳・倦怠感等、疑わしい症状の場合は校長の判断で出席停止とすることができる。なお、教職員が発熱・咳・倦怠感等、疑わしい症状の場合は出勤自粛（出勤困難休暇）となる。

【教職員が感染した場合】

- ①感染した教職員：就業制限（感染症法第18条）【出勤困難休暇】
- ②感染した者が所属する学校の児童生徒：濃厚接触者と特定された児童生徒は、PCR検査を実施（※検査結果陰性の場合、2週間の出席停止）  
それ以外の児童生徒については、「通常登校」又は「学校全部又は一部の臨時休業（学校保健安全法第20条）」
- ③感染した者が所属する学校の教職員：濃厚接触者と特定された教職員は、PCR検査を実施（※検査結果陰性の場合、2週間の出勤困難休暇）  
それ以外の教職員については、「通常勤務」

※ 濃厚接触者に特定され、積極的疫学調査によって、PCR検査陰性の場合も、2週間の経過観察の対象となる（検査陰性が感染を否定することにはならないため。）。

※ 教職員の家族や同居する者が感染し、濃厚接触者と特定され、PCR 検査陰性の場合、教職員は陽性者との最終接触から2週間の出勤自粛【出勤困難休暇又は在宅勤務】となる。



【補足】

令和2年5月29日版「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（国立感染症研究所）」により、保健所によって「濃厚接触者」と特定された者は、速やかに陽性者を発見する観点から**全てPCR検査対象**となる。

児童生徒又は教職員が濃厚接触者として特定され、PCR検査陰性の場合、当該児童生徒及び教職員は、感染者と接触した日の翌日から起算し、2週間の自宅待機・外出自粛とすること。児童生徒の取扱いについては、出席停止となる。

なお、濃厚接触者以外の者についても、2週間の検温・健康観察を必ず行うこと。

## ○ 出席停止措置

### (1) 出席停止措置の実施

学校長は、児童生徒又は教職員の中に、新型コロナウイルス感染者又は以下のような感染が疑われる者が出た場合、医療機関の受診結果を聴取の上、速やかに出席停止等の措置をとり、スポーツ健康課へ電話による一報の後、資料3「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止措置状況等連絡票」によりスポーツ健康課へ報告する。

- ① 児童生徒又は教職員の同居者等の感染が判明し、本人が濃厚接触者として特定された場合
- ② 児童生徒又は教職員がPCR検査を受けた場合
- ③ 児童生徒又は教職員が抗原検査（簡易）を受け、陽性と判定された場合  
※ 抗原検査（簡易）で陽性の場合、PCR検査にて確定診断を行うこととなる。
- ④ 児童生徒又は教職員に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が4日以上続いたが、医療機関を受診していない場合

### (2) 出席停止の通知

学校長は、出席停止とした児童生徒の保護者に対し、出席停止としたことを通知するとともに、児童生徒の外出の自粛など出席停止中に家庭で留意すべき事項について指導する。



### (3) 出席停止の期間

学校長は、感染が判明した者については、治癒するまで、濃厚接触者に特定される等感染の疑いがある者については、医師等により感染のおそれがないと認められるまで出席停止とし、出席停止とした児童生徒の健康状態を定期的に確認する。

### (4) 出席停止の報告

学校長は、出席停止とした児童生徒に係る、学校保健安全法施行令第7条に基づく報告書（いわゆる月報）について、風邪等と診断され出席停止とした児童生徒のほか、「資料3」により報告した児童生徒も含めて作成し、翌月10日までにスポーツ健康課に報告する。

#### ○月報による報告対象

感染症判明による出席停止

濃厚接触者として特定されたことによる出席停止

濃厚接触者として特定されていないが、検査等を実施し出席停止とした場合

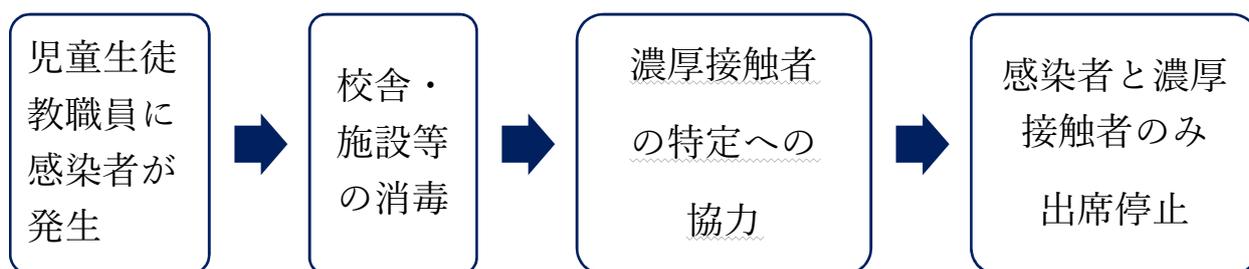
風邪等の症状で、出席停止とした場合

症状等はないが保護者等からの心配で登校させない等の理由による(\*)出席停止

\*生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など合理的な理由があると校長が判断する場合

※出席停止の有無にかかわらず、月報のみにて報告するもの  
児童生徒が抗原検査（簡易）を受け、陰性と判定された場合  
児童生徒に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が4日以上続いたが、その間に医療機関を受診し、PCR検査等が不要と診断された場合  
児童生徒がPCR検査等を受け、陰性と判定された後、学校に報告がありその時点で初めて学校が事実を確認した場合

## 感染者が判明した学校の臨時休業の考え方（概要）



※月報について、新型コロナウイルス感染症に係る報告以外（インフルエンザ等）は、現行どおりシステムでの報告となることに留意すること。

臨時休業措置については、【別紙2】県立学校版新型コロナウイルス感染症対応タイムラインを参照してください。

学校の設置者（県教育委員会）は、臨時休業の必要性について保健所に相談保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、学校の全部または一部の臨時休業の要否を決定

児童生徒・教職員に濃厚接触者が多数いるなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、全部又は一部の臨時休業を実施

学校全部の臨時休業は、学校内に大規模な感染が起きた場合の感染症対策であり、非常に限定的な対応となります。

### (1) 臨時休業措置の実施

学校の設置者（県教育委員会）は、児童生徒・教職員に感染者が発生した場合の臨時休業について、以下のような事項を考慮して検討し、感染症の予防上、必要があるときは、臨時休業措置を学校長へ指示する。

学校長は、**資料4**「新型コロナウイルス感染症の及び措置状況」により、スポーツ健康課へ措置対象（学年や学級などの所属を含めた対象人数等）を報告する。

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、保健所と相談の上、臨時休業措置を検討する。

⇒地域の感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生しているような地域で地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動を一律に自粛するような場合は、感染者が出ていない学校であっても臨時休業を行う場合がある。その際、学校の設置者は、臨時休業の要否について、生活圏におけるまん延状況により判断する。

### (2) 臨時休業期間中における児童生徒及び保護者への対応

学校長は、児童生徒の保護者に対し、臨時休業の理由を通知する。

また、児童生徒に対し、臨時休業期間中の不要不急の外出、児童生徒同士の接触を慎むなど、臨時休業期間中の過ごし方について指導するとともに、児童生徒の保護者に対し、前述の内容等、家庭で留意すべき事項について確実に伝えるとともに、児童生徒の監督者の確保等、保護者の追加的な負担に留意し、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討する。**資料5**

### (3) 臨時休業期間中に各学校で対応すべき事項

- ・ 学校長は、臨時休業期間中における児童生徒及び教職員の健康状態の把握に努める。
- ・ 学校長は、臨時休業期間中に新たに新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる児童生徒及び教職員が現れた場合には、スポーツ健康課へ電話による一報の後、**資料3**「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止措置状況等連絡票」によりその都度スポーツ健康課へ報告する。
- ・ 臨時休業の措置をとった場合は、校舎の机・イス・出入り口のドア等、感染者の触れた箇所について消毒を行う。消毒方法については、スポーツ健康課から学校へ周知する。なお、症状のない濃厚接触者が触った物品等については、消毒は不要とされている。

### (4) 臨時休業期間中の教育活動の実施

- ・ 児童生徒に対して、臨時休業期間中の自宅学習の進め方について可能な範囲で指導する。
- ・ 臨時休業中の教育は自学自習を基本とし、必要に応じて自宅へ教材を郵送、ファックス、メール等の利用やICTを活用した学習支援により指導する。また、各学校に電話相談窓口を設置するなどの方法により、教育機会の確保に努める。

#### (5) 臨時休業措置の解除

学校長は、臨時休業中の児童生徒等の健康状態を定期的に確認するとともに、県教育委員会に報告し、県教育委員会は県健康福祉部に相談の上、臨時休業措置の解除が適当であると判断した段階で臨時休業措置を解除する。

### Q 8 修学旅行等の実施について

A 8 児童生徒が安全で安心して修学旅行等が実施できるよう次の点に留意する。

- 新型コロナウイルス感染症発生に伴う修学旅行等の対応について、事前に保護者の確認を得る。[資料6](#)
- 修学旅行等の実施前に校内において、新型コロナウイルス感染症の感染等が認められた場合、新型コロナウイルス感染症の関係情報及び以下に掲げる児童生徒の健康状態を踏まえた上で、「児童生徒の参加の見合わせ」、「修学旅行の延期又は中止」等の対応について、校内で保護者の代表や学校医等を交え十分検討し、その結果を県教育委員会に報告する。[資料7](#)

参加の見合わせ等を検討すべき児童生徒の健康状態等の例

- ・ 新型コロナウイルス感染症及び疑いと診断され、出席停止及び学校閉鎖の措置期間である場合
- ・ 児童生徒の家庭内等で新型コロナウイルス感染症と診断され、濃厚接触者として特定され、PCR検査の結果陰性であっても、2週間を経過していない場合や出発時に、発熱や呼吸器症状等が認められた場合
- ・ 当該学年において、学級閉鎖又は学年閉鎖を実施するような状況にある場合

【参考】「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」について（一般財団法人日本旅行業協会）

- 修学旅行の実施については、有意義な教育活動であることから、感染状況等を踏まえ、引き続き、感染防止策の確実な実施や保護者等の理解・協力などを前提に、実施に向けて検討する。（令和3年4月1日付け文部科学省事務連絡）
- 海外への修学旅行等については、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、外務省の海外安全情報、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての防疫体制の強化等の状況を十分に踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集を行った上で、慎重に検討する。
- 海外渡航中に児童生徒や教職員が新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）に感染した場合には、直ちに、学校を通じてスポーツ健康課に報告する。

- ・ 外務省の渡航先の情報の収集  
外務省（海外安全ホームページ）  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)
- ・ 渡航中の感染予防
- ・ 医療機関の情報把握 等

- 児童生徒の安全の確保を第一義に考え、国内及び海外の新型コロナウイルス感染症の感染の状況により、「修学旅行の延期又は中止」等の対応について、校内で保護者の代表や学校医等を交え十分検討する。
- なお、必要に応じて、青森県教育委員会新興及び再興感染症対策会議において検討し、教育長から対応等について指示する場合もある。

### Q 9 各種大会・行事等への参加及び開催（運動部・文化部・その他の活動）

- A 9 校内で発生し、臨時休業等の措置を講じている場合は原則として参加及び開催しないものとする。また、校内での発生に伴い、接触者の特定が終わるまでの間についても同様とする。

（接触者等の特定が済んでいる場合、保健所の指示の下、対象児童生徒以外の参加は可能。）

また、臨時休業等の措置を講じていない場合でも、地域の感染状況を考慮した上で、各部活動等の意義や目的に照らし、各種大会・行事等への参加及び開催の必要性を判断するものとする。

各種大会・行事等に参加及び開催する場合は、会場への移動時や会場での更衣室の利用時など、大会・行事等における活動以外の場面も含め、学校として責任を持って、児童生徒・教員等の感染防止対策を講じることとする。

#### 【参考】

「部活動実施上の留意事項について」（令和2年12月21日付け青教ス第919号）

### Q 10 寄宿舎等について

- A 10 寄宿舎を利用している児童生徒については、出席停止措置又は臨時休業措置が講じられる場合は、原則として、保護者等に連絡し、家庭に戻すこととする。
- また、登校前の健康観察についても、学校に協力し確実に行うこととする。

### Q 11 臨時休業と入試等の教育関係行事が重なった場合の対応

- A 11 臨時休業が高校入試、大学入試など県内の児童生徒の大多数が参加する行事と重なった場合は、国の方針等を踏まえ、県教育長が個別に対応方針を決定する。

## Q 1 2 臨時休業中の教職員の業務体制

A 1 2 資料8「臨時休業中の教職員の業務体制（例）」を参考に、学校の実情に合わせて役割分担等の業務体制を整備することが必要である。

なお、服務については、教職員課の通知を参考にすること。

## Q 1 3 臨時休業中の自宅学習の内容

A 1 3 自宅学習は、児童生徒が置かれた環境に左右されない均一の学習が行えることを基本に、教科書、副教材等を中心とした学習内容とする。

（例）

学習の手だて	活用の方法	備考
教科書 副教材（学習ノート、問題集）	・授業の進度に合わせ、学習しておくべき教科書、問題集等のページ等を自宅学習の課題とする。	1 児童生徒に示す学習課題一覧表を作成する。 2 学習課題一覧表に基づき児童生徒に学習計画を立てさせ、それに基づき学習させる。
学校図書	・推薦図書のリストを作成し、臨時休業前に児童生徒に貸し出す。	3 課題の内容は、新型コロナウイルス感染症流行中でも自宅で学習が可能な内容とする。
自主学習の推奨	・課題の外に、調べ学習、既習内容の復習、授業再開に向けた予習等について、各自が自主的に取り組めるよう教材等の情報を提供する。	
I C Tを活用した学習支援	・県が導入したI C T学習支援サービスの活用 ・テレビ会議システムを活用した同時双方向型の学習支援 ・動画配信サイト等を活用した授業動画の配信	I C Tを活用した学習支援を受けることができない環境にある生徒に端末の貸与や登校による指導等、支援について配慮する。

○ 特別支援学校においては、県立中・高等学校に準ずることとするが、必要に応じて個別の指導計画に沿った学習が行われるよう、適切な学習課題を家庭に示すことが必要である。

## Q 1 4 臨時休業が長引いた場合の対応

A 1 4 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う、臨時休業が長期にわたった場合は、発生した時期等にもよるが、夏季休業、冬季休業等を振り替えることなどが予想される。具体的な対応については、状況によっては、臨時休業が解除されるまでの間に、県教育長が対応方針（履修認定等を含む。）を決定する場合もある。

## Q15 緊急事態宣言対象区域等への出張等について

※緊急事態宣言対象区域等：緊急事態宣言対象区域及びまん延防止等重点措置対象区域

A15

### (1) 県外への出張について

緊急事態宣言対象区域等への出張は、緊急・やむを得ない場合を除き実施しないこと。また、緊急事態宣言対象区域等以外への出張については、不急の出張はできるだけ見合わせるとともに、出張が必要な場合にあつては、移動先の感染者発生状況等を踏まえ可否を判断すること。

### (2) 県内における出張・会議等について

感染者発生状況に応じ、書面やオンライン会議等により代替するなど柔軟に対応することとし、参集による会議等を開催する場合にあつては 密閉、密集、近距離での会話等による密接の「3つの条件が同時に重なる状況」を避けるとともに、それぞれの「密」についても低減を図ること。

### (3) 私事による県外への移動について

緊急事態宣言対象区域等への不要不急の移動を自粛するとともに、緊急事態宣言対象区域等以外への移動についても移動先の感染者発生状況等を踏まえ、慎重に判断すること。

### (4) 緊急事態宣言対象区域等へ出張等をした後の職員の服務等について

緊急事態宣言対象区域等へ出張等をした後、2週間程度の教職員の勤務等については、児童生徒等への新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全の対策を講じること。

### (5) 教職員の同居家族に緊急事態宣言対象区域等からの移動者がいる場合

教職員の同居家族に緊急事態宣言対象区域等からの移動者がいる場合は、家庭内における感染症対策を徹底するとともに教職員自身も健康観察を実施し、感染が疑われる症状がある場合は、自宅にて待機するとともに、「受診・相談センター」に事前に連絡すること。

## 学校活動中において新型コロナウイルス感染症等が発生した場合等の対応

### 1 新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応

#### 〈訴えのあった幼児・児童・生徒等の一時的隔離〉

##### ◆ 教室等で訴えてきた場合

感染をできるだけ防止するために、他の幼児・児童・生徒等と接触させないように、訴えのあった幼児・児童・生徒等をその時点で使用していない教室等へ連れて行き、保護者に連絡するなどして安全に帰宅させ、自宅療養させる。

##### ◆ 保健室へ訴えてきた場合

感染症対応のため、あらかじめ別室を確保しておくこと。訴えのあった幼児・児童・生徒等を別室等へ連れて行き、保護者に連絡するなどして安全に帰宅させ、自宅療養させる。

※活動中に濃厚接触者に特定された旨連絡があった場合は、速やかに別室に待機させ、保護者へ引き渡す。なお、症状のない濃厚接触者の触れたものに対する消毒は特に不要であることから、通常の清掃を行う。

#### 〈感染防止策の実施〉

◆ 学校での感染をできる限り防止するために、幼児・児童・生徒等にマスクを着用させる。訴えのあった幼児・児童・生徒等へ直接対応する養護教諭や担任等もマスク・ゴーグル等を着用する。

◆ 訴えのあった幼児・児童・生徒等が使用したティッシュペーパー等は蓋付きのゴミ箱（ない場合はビニール袋に入れてゴミ箱）に捨てるよう指導する。

#### 〈症状確認〉

◆ 体温や呼吸器症状、その他の身体症状を観察する。家族の健康状態等についても確認する。

\* その後は、連絡フローに従い、保護者や管轄保健所の受診・相談センターへ連絡する。同センターから要請があった場合には、当該幼児・児童・生徒等の病院への搬送、接触者の健康調査、消毒等に協力する。

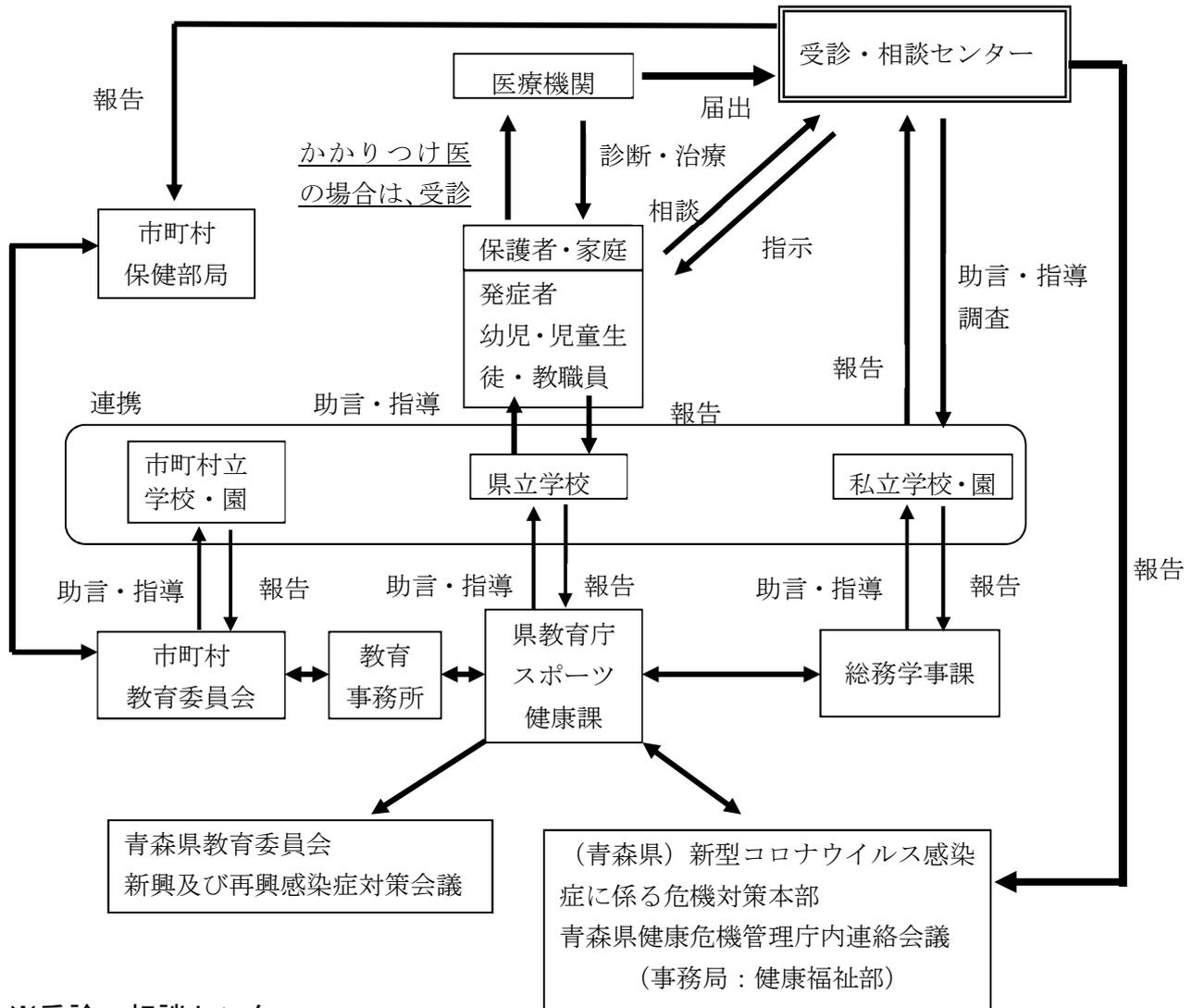
### 2 幼児・児童・生徒等の在校時間中に臨時休業の通知が出された場合の対応

◆ 幼児・児童・生徒等の年齢に応じた感染予防指導を行い、マスクを着用させ帰宅させる。

◆ 保護者宛ての文書を配布する。

◆ 幼児・児童・生徒等の状況により保護者へ連絡し迎えを依頼する。

### 3 新型コロナウイルス感染症等発生時の連絡フロー



※受診・相談センター

保健所	電話番号	管轄市町村
東地方保健所	017-739-5421	平内町 今別町 蓬田村 外ヶ浜町
弘前保健所	0172-33-8521	弘前市 黒石市 平川市 西目屋村 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町
三戸地方保健所	0178-27-5111	三戸町 五戸町 田子町 南部町 階上町 新郷村 おいらせ町
五所川原保健所	0173-34-2108	五所川原市 つがる市 鯨ヶ沢町 深浦町 鶴田町 中泊町
上十三保健所	0176-22-3510	十和田市 三沢市 野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村
むつ保健所	0175-31-1891	むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村
青森市保健所	017-765-5280	青森市
八戸市保健所	0178-38-0729	八戸市